

菊川市町部地区センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、菊川市町部地区センター条例（令和元年菊川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認の申請)

第2条 条例第6条第1項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町部地区センター使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書の受付期間は、使用しようとする日の属する月の1か月前の月の初日から使用しようとする日の3日前までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認の方法)

第3条 条例第6条第1項の承認は、受付の順序による。ただし、使用の承認の申請が複数の申請者から同時にあった場合における使用の承認は、協議による。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公用又は公共用のために使用するとき、これを優先して承認する。

(使用の承認)

第4条 市長は、条例第6条第1項の承認をしたときは、町部地区センター使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

(特別設備等の承認の申請等)

第5条 条例第11条第1項の承認を受けようとする者は、特別設備等設置承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第11条第1項の承認をしたときは、特別設備等設置承認書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの使用の際、承認書を常に携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示すること。
- (2) 承認を受けた目的以外にセンターを使用しないこと。
- (3) 承認を受けずに物品の展示、貼り紙等の行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑になる物品、動物等を携行しないこと。
- (5) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (7) 敷地内では、喫煙しないこと。
- (8) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(損傷等の届出)

第7条 使用者は、センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届出し、その指示に従わなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年3月2日から施行する。

